

市民公益活動に対する新たな取り組みについて

市民公益活動人材育成研修受講奨励金制度（案）

1 概要

かながわコミュニティカレッジ(県が行う NPO 向け講座)において、対象の講座を受講した市民活動サポートセンターの登録団体の会員（市税に滞納がある場合を除く）に受講料の全額相当を奨励金として交付します。

奨励金予算	750,000 円/年 ※令和 5 年度予算の可決が前提 (15,000 円×延べ 50 講座で予算を積算)
開始時期	令和 5 年度

2 目的

かながわコミュニティカレッジで提供される NPO 活動に役立つ専門知識を、公益的な活動への意欲や意識が高い市民活動団体の会員が習得しやすい環境をすることにより、課題を抱える団体にピンポイントで支援ができ、団体の安定的な活動継続につながる事業展開が期待されます。

3 対象

かながわコミュニティカレッジにおいて対象の講座を受講した市民活動サポートセンターの登録団体の会員（市税に滞納がある場合を除く）

4 申請の流れ

- (1) 事前エントリー申込：随時（原則として講座受講申込前）
事前エントリーシートを市へ提出する。
↓市において予算残額の確認
- (2) 事前エントリー完了
受付番号が発行される
- (3) かながわコミュニティカレッジへ講座受講申込手続きをし、講座を受講
- (4) 奨励金申請
必要書類を添えて奨励金の申請をする
↓市において市税滞納状況の確認
- (5) 奨励金支給